

工事の施行に付随して行われる土石の堆積の定義

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第10号ハにて許可不要工事と規定されている「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の対象は、「土石の堆積(締固めをせず、当該土石の上で人が活動することが想定されないもの)」に限られます。

以下のような事例は、土石の堆積とはみなされないことから、許可等手続きの対象となりますので御注意ください。

- ① 仮設道路(工事用道路)
- ② 仮設駐車場
- ③ 仮設資材置場
- ④ 仮設施工ヤード など

「締固めの有無」と「その上で人が活動するか」どうか判断基準となります

なお、本県においては、上記仮設道路等のような有期限の行為に関して、以下のように取り扱いますので、御活用ください。

